

一人残るのは嫌だから、生活保護に・・・

状況が変われば選択肢も変わる。連れを求めて生活再編始まる

生活保護受給のステイグマ性を覆す生保受給者の増大

新たな生活がうまく営まれるにはなにが必要か？

20 年近く前の、西成市民館で週に 1 回集まりを持

っていた頃の「夜間学校」を知っているという人から、

「手引き書が欲しい」と声がかかりました。

その人は、北区の河川敷で生活していると言うこと

でしたが、段々周りの人間が居なくなり、とうとう隣

のひとと二人だけ残っている状態になったそうです。

「隣の人が、生活保護申請するといっているので、

まだやっていける自信はあるのだが、一人になるのも

不安なので、一緒に生活保護申請しようと思ってい

る。それで手引き書を読んでおきたい。」

「手引き書」を読めば、たいてい自分一人でも生活

保護申請できるようになると思っていますが、誰か慣

れた人の手助けがあるに越したことはないのです、「巡

回相談員がまわっているはずですが、その人と連絡を

取れば、役に立つと思いますけど」と伝えたところ、

「巡回相談員とは連絡はない。隣のひとと相談して、判

らないことがあれば、明日の朝、また聞きに来る。」

翌日の話。

「隣の人は、巡回相談員と話をしていたようだ。前

に追い返した巡回相談員がやってきた。それで、一緒に

生活保護申請することにした。」と、笑顔で知らせに来

られました。

まずは、一安心といったところでした。「立っているも

のは、親でも使え」という言葉もあります。自分の必

スティグマ (stigma) とは……？

スティグマ (ギリシア文字) - ギリシア文字のひとつ。

奴隷や犯罪者の徴、烙印、刻印。

聖痕 - イエスが磔刑 (はりつけの刑) となった際についた傷。

他者や社会集団によって個人に押し付けられた負の表

象・烙印。いわばネガティブな意味のレッテル。

もともとは、奴隷や犯罪者であることを示す刺青などの肉体

的刻印のことを指す言葉であった。現在流通している用法は社

会学者ゴフマンが 1963 年『スティグマの社会学』の中で提示し

た。彼は、スティグマを負った人々への劣等視が社会的に正当化

されていることを論じた。その結果、スティグマを負った人々は

差別という形で様々な社会的不利を被ることになるのである

る。

要に応じ、また状況の変化に応じて、過去のいきさつにこだわらず、役に立つ「資源」を活用する柔軟さは、大切だと思いました。

今週の水曜日に申請に行くということだったので、まだ一段落ということではないのですが、とりあえず、「これまでの頑張り、ご苦勞様でした」とお伝えしたいと思います。

さて、釜ヶ崎の中では、夜間宿所や炊き出し、そして輪番就勞の利用者が、生活保護移行で減り続けています。「知ってる顔が減って、寂しくなってるわ」という声を聞きますが、それでも、「まだまだ仲間は仰山おる」という感覚はあるようです。

生活保護制度を活用する人の割合が、社会全体の中で極端に小さければ、生活保護の活用は負の印付け（ステイグマ）となりますが、現在は、生保受給率が上がり続け、ステイグマ性は薄れてきていると思います。

ただ、今の生活を切り替える「切っ掛け」が、中々つかめないまま、「仲間もまだ周囲にいるし、ワシが先に抜けるのも、何となく悪いような気がする」という思いが、生活保護移行への「障壁」となっているようなところもあるようです。

「ツレション」という言葉もあります。気の合う「ツレ」と一緒に生活保護申請するのも、ひとつの選択肢かも・・・。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書－生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

20歳から50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。入所希望者は、大阪市立更生相談所（市更相）で相談を。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話~~06・6561・4392~~）

鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話~~06・6658・8888~~）

26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。